

## 第25回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月) 午前9時～午前9時30分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)

会長	15番					
会長代理	1番					
委員	2番	3番	4番	5番	6番	7番
	8番	9番	10番	12番	13番	14番
4. 欠席委員 (1名) 11番
5. 議事日程
  - 1 開会
  - 2 議事日程について
  - 3 議事録署名委員の指名について
  - 4 会期の決定について
  - 5 事務局報告
    - ① 合意解約報告書 (2件)
    - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (2件)
  - 6 付議事件及び順序について

日程第1	農業経営基盤強化促進法の資格審査について	(議案 1件)
日程第2	農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について	(議案 2件)
日程第3	農地法第4条の規定による許可申請について	(議案 1件)
日程第4	非農地証明願の申請審議について	(議案 3件)
  - 7 その他農政一般事項
  - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員

事務局 局長	局長 補佐	管理調整係長	事務補助員
--------	-------	--------	-------

- 議 長 それでは只今から、第25回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員から所用のため、出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、4番〇〇委員と5番〇〇委員を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページです。①合意解約申出書2件です。番号1。貸人、福岡県糟屋郡〇〇。借人、鹿児島市〇〇。土地の所在、北方字新替〇〇、田〇〇㎡外1筆、計2筆1,008㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年6月1日から令和10年5月31日。解約の理由、土地売買のため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年7月5日。番号2。貸人、湧水町川添〇〇。借人、鹿児島市〇〇。土地の所在、川添字川原〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年7月19日。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対しご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)
- 議 長 無ければ、以上で合意解約申出書を終わります。次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 2ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。番号1。権利取得者、湧水町川添〇〇。権利取得日、令和4年6月7日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川添新村〇〇、田〇〇㎡外1筆、田1筆 畑1筆の計2筆2,227㎡。あっせん等の希望は無です。番号2。権利取得者、湧水町北方〇〇。権利取得日、令和4年6月14日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方大牟田原〇〇、畑〇〇㎡ 外12筆、畑2筆、田11筆の計13筆7,835㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。
- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声)

- 議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序についてに移ります。日程第1 議案第273号農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを議題とします。利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号12号まで、事務局の説明を求めます。
- 事務局 3ページです。日程第1 議案第273号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から12号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田24,848㎡、畑18,924㎡、小計43,772㎡。4ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田14,934㎡、畑18,924㎡。使用貸借分の田9,914㎡。合計で田が24,848㎡、畑が18,924㎡、合計43,772㎡です。5ページ以降にそれぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。以上です。
- 事務局 はい、議長
- 議 長 はい、事務局
- 事務局 申し訳ございません。資料の一部修正をお願いしたいと思います。資料の3ページのですね。下の合計欄のところなのですが、集積の部分、利用権設定と同じにならないといけないのですが、集積の部分の畑の部分ちょっと数字が抜けております。川西のところのですね、畑に18,924㎡をいれていただいて、集積の合計の川西の部分にですね、24,650㎡で、今度は、集積の合計のところ、畑のところですね18,924㎡を入れていただいて、集積の合計のところをですね、43,772㎡に訂正をお願いします。
- 議 長 まず、整理番号1号を審査します。整理番号1号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、9番、〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため暫時休憩します。
- (〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 次に、整理番号2号から整理番号12号について審査します。整理番号2号から整理番号12号の事務局の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号から整理番号12号の資格審査については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号2号から整理番号12号までの利用権設定に係る資格審査については、承認することに決定しました。

議長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。次に日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてに移ります。議案第274号から議案第275号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 9ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 議案第274号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字山ノ口〇〇 畑 農振外〇〇㎡。渡人，湧水町川西〇〇。受人，湧水町川西〇〇。経営面積，2,037㎡。外はお目通しください。労力総数1。申請事由，規模拡大。売買価格，全部で15,340円です。次に議案第275号。権利，所有権移転。所在，川西山ノ口〇〇，田 農振内〇〇㎡。渡人，湧水町川西〇〇。受人，湧水町川西〇〇。経営面積，3,064㎡。外はお目通しください。労力総数2。申請事由，規模拡大 贈与。以上です。

議長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず、議案第274号について審議します。議案第274号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10番 10番〇〇です。農地法第3条に係る議案第274号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙，現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は，畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第274号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 274 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第 275 号について審議します。議案第 275 号についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

3 番 3 番〇〇です。農地法第 3 条に係る議案第 275 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙、現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、2 ページ、4 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第 275 号は調査委員の報告は許可相当ということことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 275 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で農地法第 3 条に規定する所有権移転の許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 276 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 10 ページです。日程第 3 地法第 4 条の規定による許可申請について。議案第 276 号。所在、幸田楠丸〇〇、田 農振内、〇〇㎡。二種農地。申請人、霧島市横川町 〇〇。形態、転用。用途、山林。申請事由、申請地は山林に囲まれ鳥獣被害が多く、生産性が低い為植林を行い山林に転用したい。以上です。

議長 議案第 276 号について審議します。議案第 276 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番〇〇です。農地法第 4 条に係る議案第 276 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の 5 ページから 8 ページを参照してください。周囲の状況は、北は道路、東は田、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当

ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 276 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 276 号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。

議長 次に、日程第 4 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第 277 号から議案第 279 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 1 1 ページです。日程第 4 非農地証明願の申請審議について。議案第 277 号。願出人、霧島市 ○○。土地の所在、木場字射場平○○、畑○○㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、平成 16 年頃から耕作放棄により荒廃化したため、農地への復元が困難である。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第 2 条 (2) (3)。議案第 278 号。願出人、宮崎市○○。土地の所在、木場字岩脇○○、畑、○○㎡。外 1 筆、計 2 筆。3,076 ㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、昭和 58 年より耕作放棄により荒廃化したため、農地への復元が困難である。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第 2 条 (2) (3)。議案第 279 号。願出人、神奈川県川崎市○○。土地の所在、幸田字池ノ下○○ 畑、○○㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、平成 10 年ごろに杉を植林、山林化したため、農地への復元が困難である。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第 2 条 (9)。以上です。

議長 まず、議案第 277 号について審議します。本議案につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2 番 2 番○○です。非農地証明願いに係る議案第 277 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 9 ページから 12 ページをご参照ください。調査意見は、平成 1

6年より耕作放棄により荒廃化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第277号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案277号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第278号について審議します。本議案につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

2番 2番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第278号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙、現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の9ページから13ページをご参照ください。調査意見は、昭和58年より耕作放棄により荒廃化したため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第278号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案278号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に、議案第279号について審議します。本議案につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

5番 5番〇〇です。非農地証明願いに係る議案第279号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表

をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の9ページ、14ページから16ページをご参照ください。調査意見は、平成10年頃に杉を植林し、山林化したため、今後、農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第9号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第279号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案279号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第25回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前9時30分

4 番

---

5 番

---

議 長

---